

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山口県

周南市

## 2 構造改革特別区域の名称

環境対応型コンビナート特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

周南市の区域の一部（周南コンビナート地域）

## 4 構造改革特別区域の特性

- ( 1 ) 周南コンビナートには、全国的にも大規模な自家発電施設が立地しており、環境保全に配慮しつつ、これらの発電能力を活用し、一般電気事業者との連携・協力により、自家発電施設の余剰電力を有効活用し、企業間での安価な電気供給及び総合エネルギー効率の向上による省エネルギー・システムの構築が可能である。
- ( 2 ) 周南コンビナートはパイプライン等で繋がる一体的な企業グループを構成しており、企業が有する全国最大規模の自家発電能力及びコンビナート・ルネッサンス構想の事業によって構築された「操業情報ハイウェイ」によりコンビナート企業間の製造品、エネルギー、設備等の情報を瞬時に交換することができるため、これを活用することにより電力の相互融通が可能な条件を備えている。
- ( 3 ) エコタウン事業の推進によって、基礎資材型産業の施設とその技術力を活用した廃棄物・リサイクル分野を中心とした環境産業の新展開がある。
- ( 4 ) 周南市臨海部は広大な工業専用地域が連坦しており、都市計画上も問題なく、環境対応型コンビナート特区の産業発展を促進することができる。
- ( 5 ) このような周南コンビナートにおける自家発電施設の余剰電力を有効活用し、企業間での安価な電気供給及び発電効率の向上を図る省エネルギー・システムの構築を図るため、一部の企業間では電気事業法に基づく特定供給が既に実施されているが、さらに資本関係等によらない密接な関係のある企業グループ間においても特定供給に係る特例措置の適用を受け、電力の相互融通による電気料金の低廉化等や地域の活性化を図る必要がある。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

- ( 1 ) 本県経済をリードしてきた周南地域の石油コンビナート企業の活性化は、緊急かつ重要な産業政策課題であり、経営の効率化や環境分野など新規事業へのさらなる展開促進を図る必要がある。
- ( 2 ) 本県における二酸化炭素排出量は、産業分野において 80 % のウエイトを占めており、本県における地球温暖化対策を推進する上で、石油コンビナート企業群における二酸化炭素排出抑制対策を進める必要がある。
- ( 3 ) 周南コンビナートでは、国内随一の自家発電比率の高い地域として競争力を強化するとともに、地球温暖化対策のため省エネルギーにも力を注いできた。
- ( 4 ) さらに、地球温暖化対策の推進や国際競争力を強化していくため、コンビナート企業間の連携を進めるコンビナート・ルネッサンス事業を推進している。
- ( 5 ) このような中、構造改革特別区域法に基づく特例措置の適用を受け、

**【ステップ1】：特定供給の緩和による電力融通の弾力的運用開始**

特定供給試行

比較的少ない投資で自営線敷設ができるケースについて、平成 15 年度内に特定供給の試行を開始

特定供給の本運用

特定供給の本運用を行うための F S 調査、設計・工事を経て、平成 18 年度に特定供給を開始

**【ステップ2】：コンビナート電力インフラ整備による本格的な電力相互融通の実現**

**【ステップ3】：コンビナート共同コーチェネ火力発電施設の設置**

を行うことにより、コンビナート企業グループ全体の更なるエネルギー消費の高効率化、二酸化炭素排出量の削減及び国際競争力の強化を図り、地域内の民間事業者等の活力向上はもとより、地域経済の活性化をもたらすことができる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

- ( 1 ) 特定供給の緩和による電力相互融通の弾力的運用

周南コンビナート企業グループ内の特定事業者間で、特定供給に係る特例措置の適用を受け、電力の相互融通を行う。

## ( 2 ) コンビナート電力インフラ整備

特区を横断する特別高圧電力インフラを整備し、地域内の自家発電施設の発電能力を有効活用した本格的な特定供給の実施による電力相互融通を行う。

## ( 3 ) コンビナート共同コーチェネ火力発電施設の設置

地域内企業で共同して、蒸気を有効利用するコーチェネレーション・システムによる火力発電施設を設置し、さらなる電気の安定供給、電力単価の低廉化、エネルギー効率の向上を図ることにより、地球温暖化対策の推進と国際競争力の飛躍的向上を図る。

# 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

## ( 1 ) 特定供給の緩和による経済的社会的効果

電力単価の低廉化により、運用開始後は特区全体で2.2億円／年以上の電気料金の削減を図ることができるとともに、エネルギー効率の向上(総合エネルギー効率：40% 60%)により2.6万トンCO<sub>2</sub>／年(県全体の0.06%)の二酸化炭素排出量の削減を図ることができる。

## ( 2 ) コンビナート電力インフラ整備による経済的社会的効果

本格的な電力相互融通の実現による電力単価の低廉化により、運用開始後は特区全体で3.9億円／年以上の電気料金の削減を図ることができるとともに、エネルギー効率の向上により4.5万トンCO<sub>2</sub>／年(県全体の0.1%)の二酸化炭素排出量の削減を図ることができる。

## ( 3 ) コーチェネ型共同火力発電施設の設置・運用による燃料消費量及び二酸化炭素排出量の削減

発電と同時に蒸気も有効利用する大型コーチェネレーション・システムを採用した共同火力発電施設の設置により、地域内企業グループの総合エネルギー効率を特定事業実施前に比べて大幅に向上させ、燃料消費量及び二酸化炭素排出量を削減することができ、地球温暖化対策の推進と国際競争力の飛躍的向上を図ることができる。

# 8 特定事業の名称

資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業

# 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

## 別紙

### 1 特定事業の名称

番号 1103

特定事業の名称

資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内のコンビナート企業、周南市及び山口県

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画の変更の認定日

### 4 特定事業の内容

事業に関与する主体	事業が行われる区域	事業の実施期間	事業により整備される施設	その他の事業内容
・特区内のコンビナート企業 ・周南市 ・山口県	特区内（周南市の区域の一部）	計画の認定日から	・各社個別自営線及び関連設備 ・コンビナート共同電力インフラ（電線、開閉所、変電設備等） ・共同火力発電所	・コンビナート操業情報ハイウェイ拡張整備

### 5 当該規制の特例措置の内容

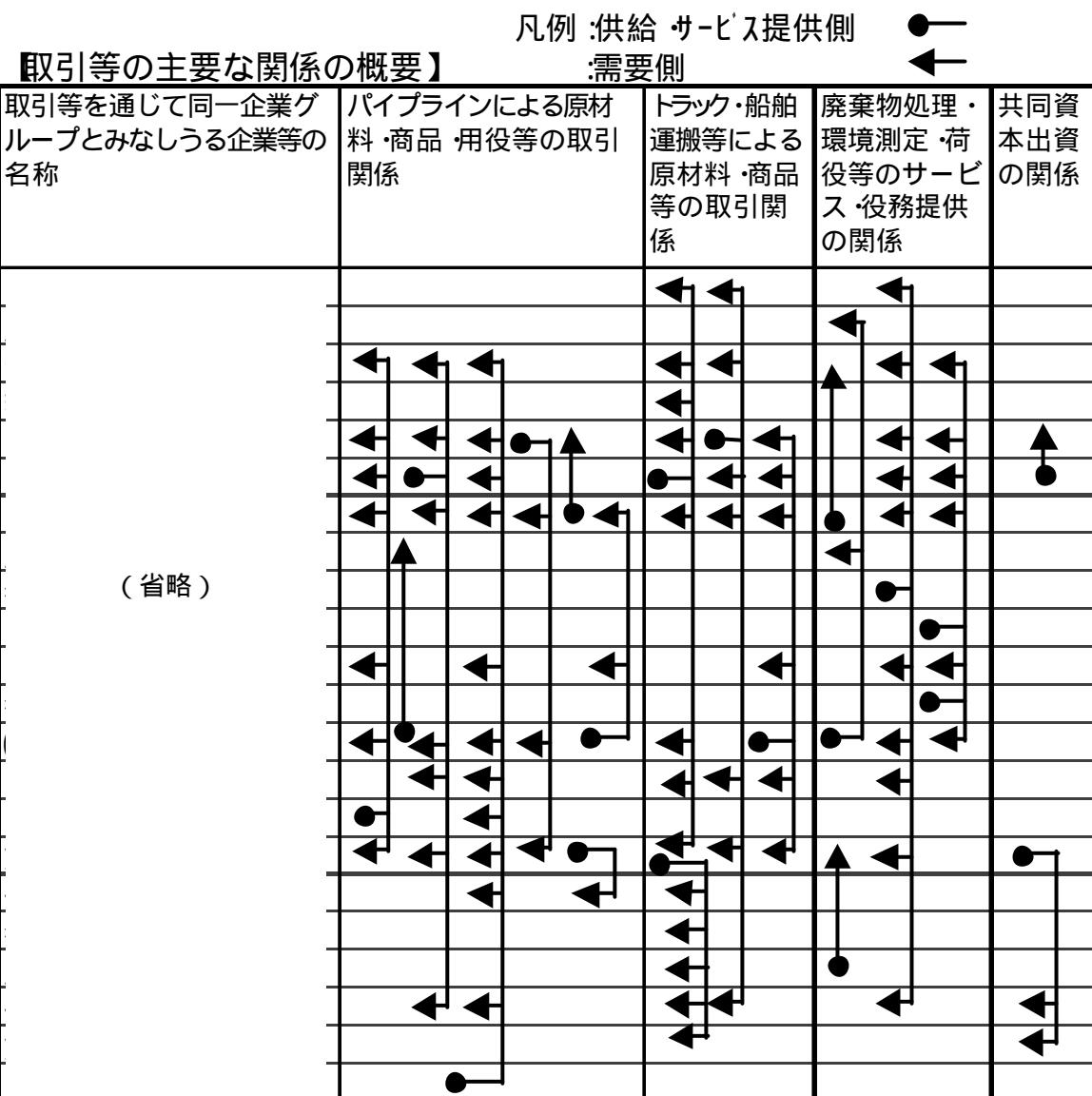
#### ( 1 ) 特例措置の必要性

コンビナート企業等の間で自営線による特定供給制度を活用した電力の相互融通を実施しようとする場合、特定供給を行おうとする企業間で生産工程、資本関係、人的関係等の密接な関係がない場合もあるため、コンビナートを同一企業グループとみなし、電力の相互融通を特定供給制度によって行うためには、特例措置の適用を受ける必要がある。

#### ( 2 ) 要件適合性を認めた根拠

特区内の周南コンビナート企業等の間はパイプラインで繋がっている等の下記～のいずれかの取引等を通じて実態として同一企業グループとみなしうる関係を有しており、その関係が今後も長期間にわたり継続することが認められるため、要件適合性を有していると認定できる。

パイプライン、トラック・船舶運搬等による次の取引関係  
 原材料・商品(ドラム缶入りも含む)、用役(窒素、蒸気、燃料、海水、空気等)、副生物、副資材  
 廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)処理委託・受託、環境測定委託、  
 運送・荷役等のサービス・役務提供に関する取引関係  
 共同で資本出資している子会社のある関係



### ( 3 ) 認定後の通知等の手続きの実施方法

電気事業法第 17 条第 2 項第 1 号に規定する特定供給の許可申請に際し、電気の供給者と需要家の間で、需要家保護を要しないものであることを確保するため、電気の供給者と需要家及び特区計画認定申請の主体（山口県又は周南市）との三者間において、下記 及び の内容を盛り込んだ協定を締結することとする。

電気供給予定者が電気の供給を開始しようとする際、電気料金、配線工事の費用の負担等において、特定者に対して不当な差別的取扱いをするものないこと。

電気供給予定者が電気を供給する相手方(電気需要予定者)の利益を阻害しないこと。